

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案に係る意見見解書

(選手村)

平成27年7月

東 京 都

目 次

ページ

1. 2020年東京大会の正式名称	1
2. 2020年東京大会の目的	1
2.1 大会ビジョン	1
2.2 東京都長期ビジョン	1
3. 2020年東京大会の概要	2
3.1 大会の概要	2
3.2 2020年東京大会の環境配慮	2
4. 選手村の概略	3
4.1 目 的	5
4.2 内 容	5
5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要	11
5.1 都民等の意見書の見解	11
6. 実施段階環境アセスメント手続きの実施者	15
7. その他 157.1 2020年東京大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業 についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過	15
7.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を 委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所	15

1. 2020年東京大会の正式名称

第32回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京2020パラリンピック競技大会

2. 2020年東京大会の目的

2.1 大会ビジョン

2020年東京大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
 1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
 「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
 「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
 「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
 史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

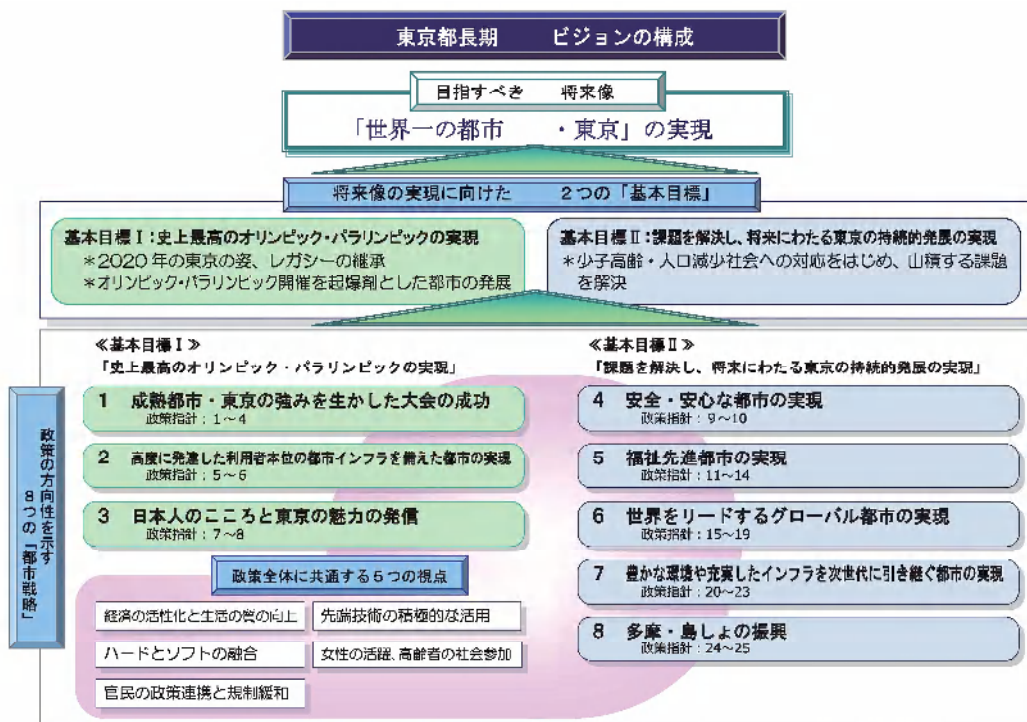


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 2020年東京大会の概要

3.1 大会の概要

2020年東京大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 2020年東京大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、2020年東京大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。大会組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」において明確化するとしている。

(1) 大会関連施設の有効活用	(アクションの例) ①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した大会関連施設の整備 ②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討
(2) 誰もが安全で快適に生活できる街づくりの推進	(アクションの例) ①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備 ②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消 ④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の整備・充実 ⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺等の保全・創出 ⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化 ⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進
(3) 大会を契機とした取り組みを通じた持続可能性の重要性の発信	(アクションの例) ①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営への持続可能性の反映 ②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進 ③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手や観客への暑さ対策の推進 ④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進

4. 選手村の概略

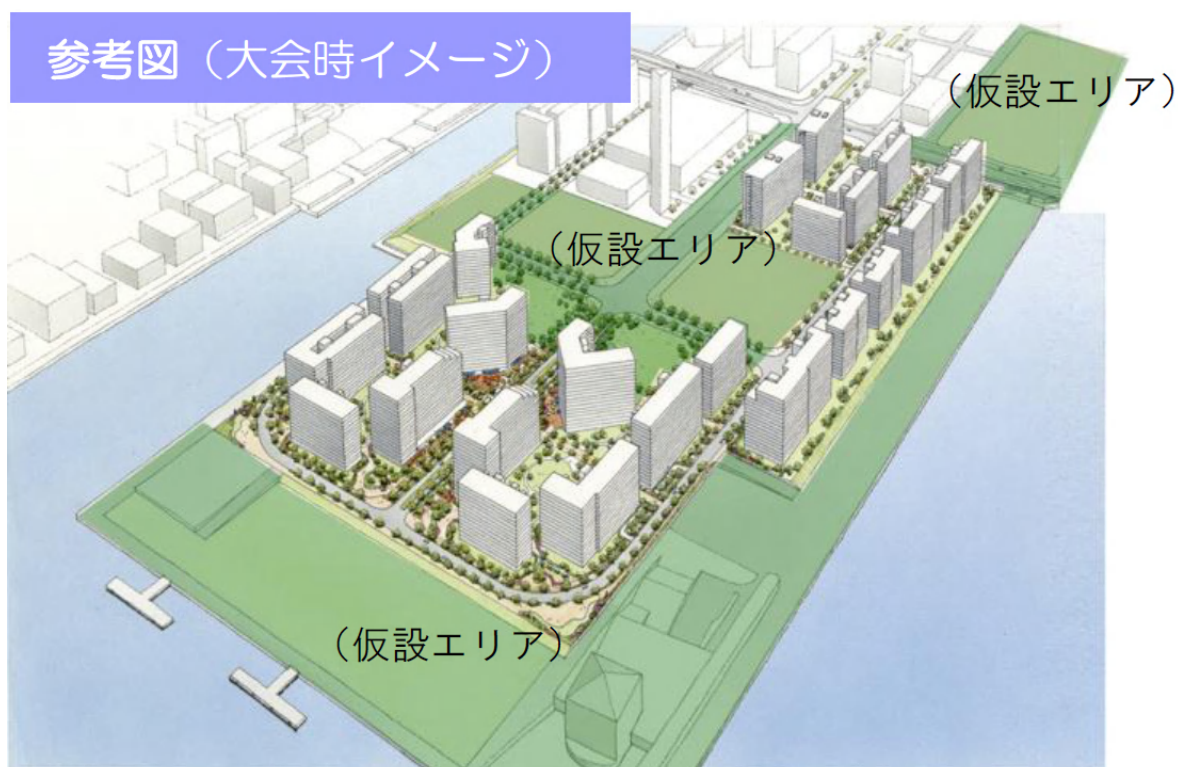
本評価書案の対象である選手村の概要は、図 4-1 に示すとおりである。

選手村は、急速に開発が進んでいるウォーターフロントである晴海ふ頭に位置しており、2020 年東京大会の地理的な中心にあるとともに大会コンセプトの中心である。

選手村には、表 4-1 に示すとおり、選手の宿泊施設のほか、様々な利用者を想定した施設を建設する予定であるが、現時点では施設の諸元等は未確定である。また、宿泊施設については、大会期間中に一時使用した後に住居等として生まれ変わる計画となっている。

「東京都長期ビジョン」（平成 26 年 12 月 東京都）では、選手村は「スマートエネルギー都市のモデル実現を目指すとともに、水素エネルギーの活用をはじめとした取組により、持続的発展が可能な都市像を国内外に提示する。」こととしている。

なお、大会期間中の宿泊施設については、「(仮称) 晴海五丁目西地区開発計画」として整備する住宅棟（板状）を選手等宿泊施設として一時使用する計画となっている。大会開催後は、「(仮称) 晴海五丁目西地区開発計画」として住宅棟（超高層タワー）及び商業棟を大会開催後に整備し、住宅棟（板状）も含めて恒久的な住宅等として利用される計画となっている（以下、大会期間中の仮設工作物を設置する地区を含んだ範囲を「会場エリア」という。）。



出典：「選手村 大会終了後における住宅棟のモデルプラン」
(平成 26 年 12 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局、都市整備局)
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2014/12/20ocja00.htm>

図 4-1 選手村の概要

表 4-1 選手村の内容の概要

項 目	内 容
会 場 エ リ ア	東京都中央区晴海四、五丁目地内
用 途 地 域	商業地域、準工業地域
会 場 面 積	約44ha（陸域）
主 要 用 途	選手宿泊施設等
工 事 予 定 期 間	工事期間：平成28年度～平成32年度
使 用 予 定 年 度	平成32年度

4.1 目的

2020年東京大会の選手村は、選手の宿泊施設のほか仮設工作物を整備するものである。

4.2 内容

4.2.1 位置

会場エリアの位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり中央区晴海四丁目及び五丁目地内にあり、会場面積は約44haである。

会場エリア北側は中央清掃工場、都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）に面しており、北西側は朝潮運河、南西から南側は東京湾、南東側は晴海運河に面している。

会場エリアには晴海客船ターミナル等が存在するほか、建設中の東京都市計画道路幹線街路環状第二号線が会場エリア内を横断する計画となっている。

4.2.2 地域の概況

平成27年3月1日現在の中央区の人口は約14万人であり、世帯数は約8万世帯である。また、会場エリアのある晴海四丁目及び五丁目の合計の人口は約1,800人、世帯数は約900世帯である。¹

昼間人口は中央区が約60万人、晴海四丁目は約500人、晴海五丁目は約500人である。中央区全体や晴海四丁目では就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が常住地による人口（夜間人口）を大きく上回っている。一方で、晴海五丁目では大部分が低未利用地であり、昼間人口が夜間人口に比べ低い地域となっている。²

また、産業別事業所数及び従業者数で見ると、中央区では卸売業、小売業の事業所が約1万事業所、従業者数が約20万人と最も多く、晴海四丁目においては運輸業・郵便業の事業所が15事業所、従業者数が約330人、晴海五丁目においては運輸業・郵便業の事業所が3事業所、従業者数が約70人と最も多くなっている。³

¹出典：「町丁目別世帯数男女別人口（平成27年3月1日）」（平成27年3月3日参照 中央区ホームページ）

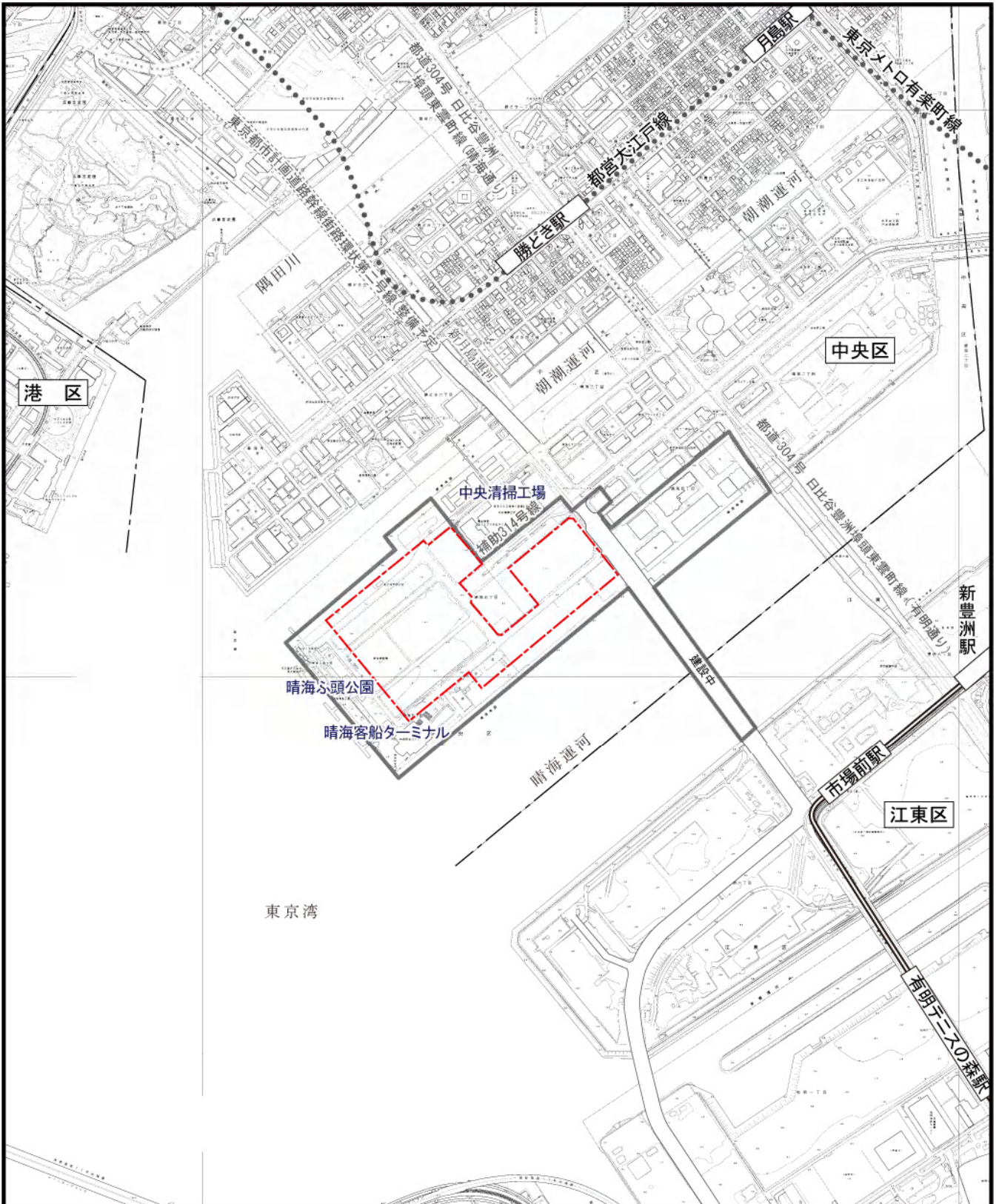
<http://www.city.chuo.lg.jp/kusei/tokeiderta/zinko/tyotyomebetuzinko/26tyoutyomokubetuzinnkou.html>

²出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成27年3月3日参照 東京都ホームページ）

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

³出典：「平成21年経済センサス-基礎調査」（平成27年3月3日参照 総務省ホームページ）

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001036783>



凡例

- (仮称) 晴海五丁目西地区開発計画地
- 会場エリア
- 区界
- ゆりかもめ (東京臨海新交通臨海線)
- 地下鉄



Scale 1:15,000



図 4.2-1 計画地位置図

4.2.3 事業の基本構想

選手村のゾーニングは、宿泊施設等からなる「居住ゾーン」、オリンピック・パラリンピックファミリーやメディア関係者、居住者の関係者が訪れる「オリンピックビレッジプラザ」、ゲストパスセンターやメディアセンターを配置する「運営ゾーン」に区分され、詳細については今後大会組織委員会が検討を行う。

4.2.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

選手村の配置計画については、図4.2-2に示すとおりである。仮設エリアの配置計画については、現時点では未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

2020年東京大会における関係車両の発生集中交通量及び自動車動線計画は未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

(3) 駐車場計画

2020年東京大会における自動車駐車場は未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

(4) 歩行者動線計画

2020年東京大会におけるアスリート等の歩行者の出入動線は未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

(5) 設備計画

選手村の仮設工作物の設備計画については未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

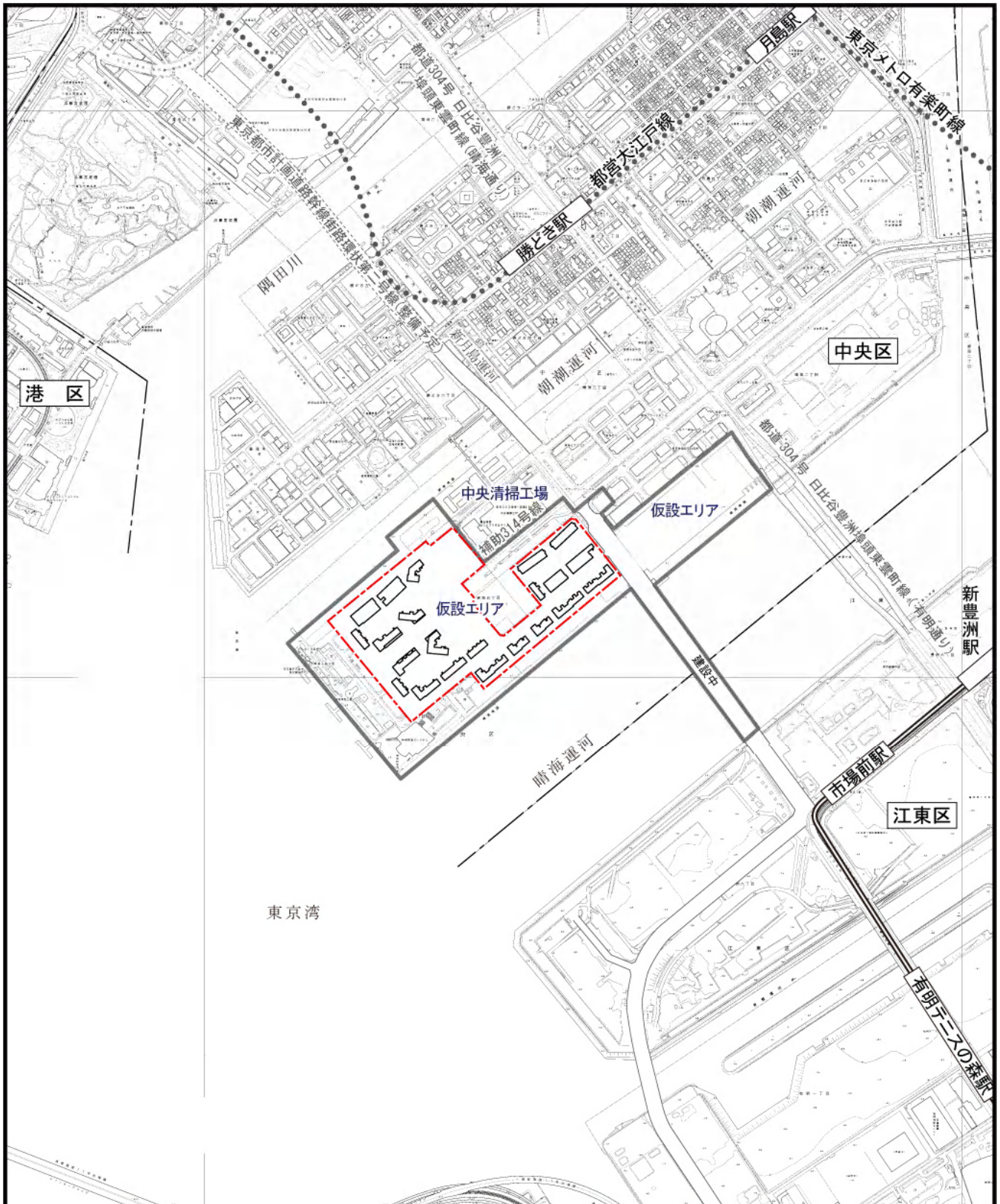
(6) 廃棄物処理計画

建設工事及び改修・改装工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

開催期間中に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)、中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成11年中央区条例第26号)等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

(7) 緑化計画

2020年東京大会の選手村の植栽については未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。



凡例

- (仮称)晴海五丁目西地区開発計画地
- 会場エリア
- 区界
- 宿泊施設等
- ゆりかもめ(東京臨海新交通臨海線)
- 地下鉄



Scale 1:15,000

0 150 300 600m



図 4.2-2 配置計画図

注) 仮設エリアの配置計画については未定である。

4.2.5 施工計画

(1) 工事工程

選手村の施工計画は表4.2-1に示すとおりである。仮設工作物の施工計画については未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。宿泊施設については全体で45か月を予定している。

表 4.2-1 全体工事工程

工種/月	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50
宿泊施設										
仮設工作物					(未	定)				

(2) 施工方法

仮設工作物の施工方法は未定であり、大会組織委員会が今後検討する。宿泊施設の施工方法は、別途、東京都環境影響評価条例に基づき実施している「環境影響評価書案 ー(仮称)晴海五丁目西地区開発計画ー」(平成27年1月 東京都)に示すとおりである。

(3) 工事用車両

仮設工作物の建設に伴う工事用車両の主な走行ルートは未定であり、大会組織委員会が今後検討する。宿泊施設の建設に伴う工事用車両の主な走行ルートは、別途、東京都環境影響評価条例に基づき実施されている「環境影響評価書案 ー(仮称)晴海五丁目西地区開発計画ー」(平成27年1月 東京都)に示すとおりである。

(4) 建設機械

仮設工作物の施工に使用する建設機械は未定であり、今後大会組織委員会が検討する。宿泊施設の施工における各工種において使用する主な建設機械は、表4.2-2に示すとおりである。

表4.2-2 主な建設機械

工 種	主な建設機械
基盤整備工事	バックホウ、ブルドーザー、ラフタークレーン
準備・仮設工事	バックホウ
基礎工事	三点式杭打機、クローラークレーン、バックホウ
山留工事	アースドリル掘削機、クローラークレーン ラフタークレーン、バックホウ
掘削工事	バックホウ、クラムシェル
地下躯体工事	クローラークレーン、ラフタークレーン コンクリートポンプ車
地上躯体工事	クローラークレーン、タワークレーン(電動) コンクリートポンプ車
仕上・設備工事	ラフタークレーン
盛土・外構工事	バックホウ、ブルドーザー、ラフタークレーン コンクリートポンプ車

出典：「環境影響評価書案 ー(仮称)晴海五丁目西地区開発計画ー」(平成27年1月 東京都)

5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

評価書案について都民等から提出された意見書の意見の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1 意見の件数の内訳

意見等	件数
都民等からの意見書	1

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

5.1 都民等の意見書の見解

項目	1. 環境影響評価全般
意見の内容	実施者の見解
(1) 選手村では、オリンピックビレッジプラザや輸送モール、メインダイニングホール等数多くの仮設工作物が計画され、これらの建設・解体に伴う影響が予想されることから、今後、仮設工作物の計画が具体化した時点で、環境影響評価を実施すること。	(1) 評価書案では、「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画」のうち、大会期間中に宿泊施設として一時使用する施設を対象に環境影響評価を実施しました。 仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定です。
(2) 本事業の実施により設置される住宅棟や道路、公園等を適切に配置し、計画地近傍に整備される学校の教育環境が良好なものとなるよう配慮すること。 また、事業計画地周辺は、道路、住宅、保育園、幼稚園等が新設されることがあるため、環境影響評価に当たっては常に最新の情報を基に行うこと。	(2) 「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画」においては、住宅棟、道路や公園等を適切に配置し、周辺の学校環境が良好なものとなるよう配慮していきます。 また、仮設施設については、大会後に撤去する予定であり、学校の教育環境には影響を及ぼさないと考えております。評価書の作成に当たっては、計画地周辺の道路、住宅、保育園、幼稚園等についてできる限り最新の情報を収集し、予測・評価に反映していきます。
(3) 「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、本事業の進捗状況にあわせて関係者に対する事前説明を行うとともに、地域住民に対しても丁寧な説明を行うこと。	(3) 「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に基づき、地域住民の方に対して説明を行いながら進めます。また、事業の実施に当たっては、工事説明会等を開催し、工事の内容等について説明するなど情報提供に努め、地元の皆様の御協力を頂きながら、事業を進めていきます。
(4) 工事車両、風環境、景観その他環境影響についての苦情、問合せや相談に対して受付窓口を一本化し、苦情等に対して速やかに対応すること。	(4) 問合せや相談等に対する受付窓口などを設けることにより、工事関係者が連携してできる限り速やかに対応していきます。
(5) 仮設工作物の建設・解体工事や大会運営計画が具体化してから環境影響評価を行うものとしている項目については、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画として実施される工事の影響も加味した環境影響評価を行うこと。	(5) 仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画」の施工計画も踏まえ、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定です。

項目	2. 施工計画	
	意見の内容	実施者の見解
(1) 工事用車両による晴海地区、月島地区などの道路上における待機駐車がないように努めること。		(1) 工事の実施に当たっては、関係機関と協議するほか、施工業者に対する指導を徹底し、道路上における待機駐車防止に努めていきます。
(2) 本事業で多くの棟が同時並行で建設されるだけでなく、周辺地域においても同時期に多くの工事が実施されることから、工事用車両の集中を防いで平準化するなど地域住民等への交通利便に係る影響が極力小さくなるように調整を図ること。		(2) 工事の実施に当たっては、工事の平準化や、周辺の大規模開発事業者との調整等により、工事用車両の集中を防いで地域住民等への交通利便に係る影響ができる限り小さくなるように努めていきます。
(3) 工事用車両の走行ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞の防止や交通安全を確保すること。		(3) 工事用車両の走行ルートについては、施工業者が決定し、詳細な施工計画を作成する中で、関係機関と調整の上、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めていきます。
(4) 晴海地区や幹線道路沿道には教育施設等が多いので、工事用車両は法定速度及び規制速度を遵守し、車両走行に係る環境及び安全の確保に努めること。		(4) 工事の実施に当たっては、施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の法定速度及び規制速度を遵守させるとともに、工事車両の出入り等については交通整理員の配置を行い車両走行に係る環境及び安全の確保に努めていきます。
(5) 工事施工中、船舶輸送の積極的な拡大利用を図るように努めること。		(5) 工事の実施に当たっては、関係機関と調整の上、輸送に利用できる空間の検討や周辺工事との整合、工事の経済性や合理性等について精査し、海上輸送の可能性を含め総合的に検討していきます。

項目	3. 温室効果ガス・エネルギー	
	意見の内容	実施者の見解
(1) 「中央区エコタウン構想—晴海地区—（平成24年8月）」において、先進的エネルギー地区の形成を図るため、中央清掃工場の排熱利用や再生可能エネルギー等を活用することから、未利用エネルギー等の積極的な活用に努めること。		(1) 再生可能エネルギーや中央清掃工場の排熱等の未利用エネルギーの活用に向けて、今後、地元区等と協議しながら計画策定段階から検討を進めていきます。

項目	4. 交通渋滞	
	意見の内容	実施者の見解
(1) 開発交通量の増加に伴い、周辺の交通渋滞が懸念されるので、関係機関と十分協議し、交通渋滞の防止に努めるとともに、晴海地区及びその周辺の交通環境の改善を図るため、BRT（バス高速輸送システム）の早期運行開始に向けた積極的な取り組みや地域内交通の充実を図ること。		(1) 交通については、都は、都心から勝どきを経由して臨海副都心に至る地域において、選手村の後利用をはじめとした開発需要等の一定の交通需要に柔軟に対応するため、BRTの導入を計画しております。

項目	5. 交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全	
	意見の内容	実施者の見解
(1) 大会開催中を中心として、セキュリティエリアの設置やオリンピック・レーン及びオリンピック・プライオリティルートの設定等大規模な交通規制の実施による交通流の大幅な変化が予想されることから、今後、大会運営計画が具体化した時点で、開催中の大会の運営における交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ及び交通安全についても環境影響評価を実施すること。		(1) 仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定です。 大会開催中の交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ及び交通安全についても、交通規制の実施による交通流の変化の程度を勘案し検討する予定です。

項 目	6. その他	
意見の内容		実施者の見解
<p>(1) 晴海地区においては、今後、大規模な再開発事業等が計画されていることから、人口増加に伴う自転車利用者の増加が見込まれる。そのため、最寄駅である勝どき駅へのアクセス経路である晴海通りにおいて歩行者・自転車の錯綜が予想されるので、自転車道の整備を含めた対応を実施すること。</p>	<p>(1) 「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画」においては、自転車の安全で快適な走行空間を確保するため、広幅員道路に自転車走行空間を設けることを計画しています。その他の道路については、今後、関係機関との協議・調整の上、必要に応じて自転車走行空間を設けることを検討します。</p>	

6. 実施段階環境アセスメント手続きの実施者

[実施者]

名 称：東京都

代表者：東京都知事 舛添 要一

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

7. その他

7.1 2020 年東京大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての 実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過

選手村の実施段階環境アセスメントの経過は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 選手村の実施段階環境アセスメントの経過

実施段階環境アセスメントの経過	
環境影響評価調査計画書が公表された日	平成 26 年 3 月 28 日
意見を募集した日	平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日
都民の意見	82 件
調査計画書審査意見書が送付された日	平成 26 年 5 月 29 日
環境影響評価書案が公表された日	平成 27 年 3 月 26 日
意見を募集した日	平成 27 年 3 月 26 日～平成 27 年 5 月 9 日
都民等の意見	1 件

7.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所

[作成者]

名 称：東京都

代表者：東京都知事 舛添 要一

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

[受託者]

名 称：日本工営株式会社

代表者：代表取締役社長 有元 龍一

所在地：東京都千代田区麴町五丁目 4 番

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平19国地関公第377号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（27都市基交第142号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

本書に掲載した地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
（承認番号）27都市基街都第40号、平成27年6月1日

平成 27 年 7 月発行

登録番号 (26) 19

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案に係る意見見解書
(選手村)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局
大会準備部施設輸送計画課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5320)7737

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

